

『指定地域共同活動団体』制度の創設

- 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕
- ⇒ 令和6年の地方自治法一部改正により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。

【施行期日】令和6年9月26日

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・ 地域の美化・清掃
 - ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・ 高齢者・子どもの見守り 等

右記の要件を満たすものを、市町村長が指定することができる

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う
- ・ 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- ・ 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



【背景】

第33次地方制度調査会答申（令和5年12月21日）

2 公共私連携（1）地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

■地域社会 → 今後さらに厳しい状況

- 様々な課題、資源制約の顕在化
- 人口減少による市場の縮小、民間事業者の撤退・サービスの縮小

■人手不足、複雑化する課題に対応

- これまで行政が担ってきた機能 →
- コミュニティ組織、NPO、企業などの地域社会の多様な主体が連携・協働サービスの提供・課題解決の担い手として、主体的に関わる環境整備が必要

■市町村による地域プラットフォームの構築 （地域の多様な主体による連携・協働の枠組み）

- 多様な主体が参画し、連携・協働を図れる
 - それぞれの強みを活かして活動できる
- ↓
- 連携・協働して課題解決に取り組む主体について法律上、市町村の判断で位置づけを明確にできる

改正地方自治法（令和6年9月26日施行）

第260条の49【市町村の多主体との協力義務】

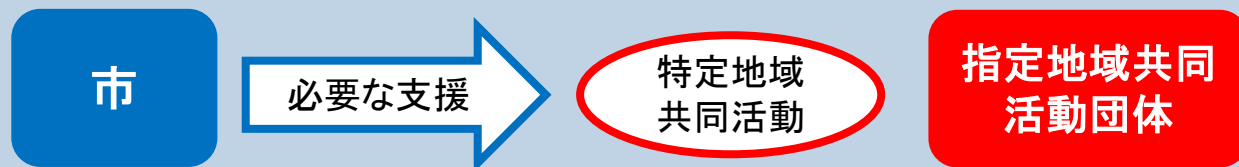
- 1 **市町村は**、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、**地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにならなければならない。**

【指定地域共同活動団体制度】

- 2 **市町村長は**、前項の規定の趣旨を達成するため**必要があると認めるときは**、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、**指定地域共同活動団体として指定することができる。**

【制度内容】

1 指定地域共同活動への支援（第3項）



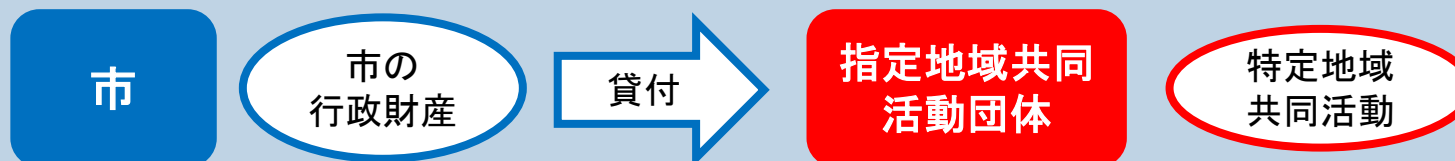
2 活動間の調整（第5項）



3 随意契約による市の事務の委託（第6項）



4 行政財産の貸付（第7項）



【地域プラットフォームの類型】

・地域の多様な主体が連携・協力する枠組み(地域プラットフォーム)について、国の考える「協議会型」をベースに考えるか、これまで第七期・八期自治推進委員会で議論してきた「多活動マッチング型」をベースに考えるか、今後多摩市の方向性を決めていく必要があることから、今回の自治法改正の背景や国が参考にしたと思われる事例を共有する。

「協議会型」

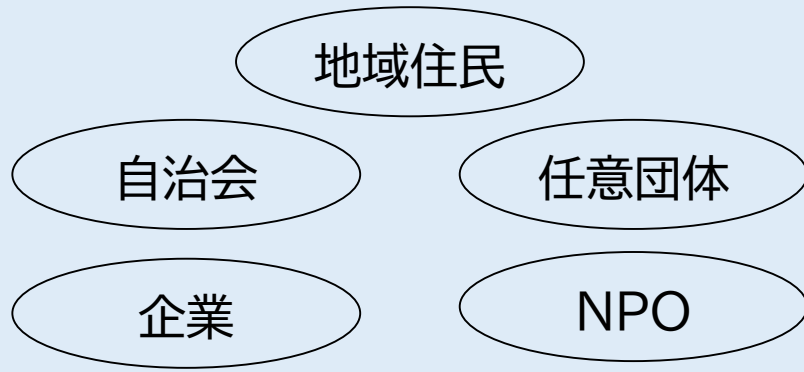
※国の考える枠組み
・名張市、明石市、
豊中市、茅ヶ崎市の事例

特定の地域内に存する多様な主体が、
地域代表性を有する一つの団体を形成

まちぢから
協議会

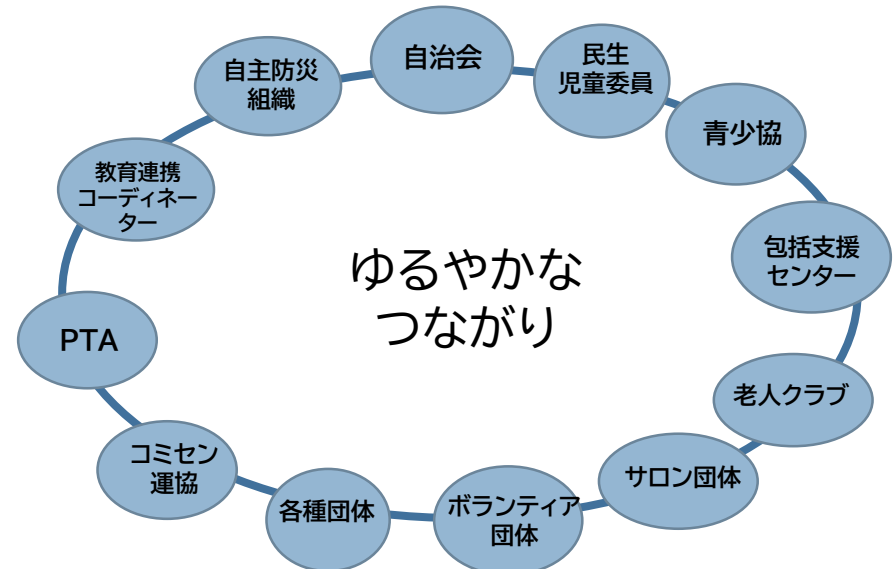
地域を代表する組織体

名称: ●●地域協議会



「多活動マッチング型」

多様な主体がそれぞれの強みを活かして、様々な活動ごとに協力関係を築いて活動を実施する体制を構築



【参考となる団体のイメージ、候補事例】

多摩センター地区連絡協議会 <http://tamacenter-cm.com/profile/index.htm>

- 多摩センター地区に立地する企業、団体によって運営される任意団体
- 目的:地域の繁栄及び発展のための事業を行うとともに、会員相互間の親睦を図る
- 正会員:27団体(R6.8.1現在) 事務局:新都市センター開発(株)

多摩NT尾根幹線沿道まちづくりプラットフォーム

- 2040年代を見据えた多摩NT再生について、尾根幹線沿道の将来像をテーマに民間事業者・大学・地域団体との議論の場
- 登録事業者:14社(R6.6.30現在)

「株式会社まちづくり府中」 <https://machidukuri-fuchu.jp/about/>

- 府中市唯一の都市再生推進法人

平成26年	□ 民間事業者や関係団体で構成する任意団体「L♡veふちゅう賑わい創出委員会」が設立され、地域活性化の取組
平成28年	□ 府中市が「府中市中心市街地活性化基本計画」を策定 □ 「L♡veふちゅう賑わい創出委員会」と府中市などから構成される「まちづくり会社設立準備会」設立 □ 「一般社団法人まちづくり府中」として法人化
令和2年	□ 府中市から「都市再生推進法人」の指定 □ 公共的視点に立脚し、府中市との協働によるさらなるまちの活性化を推進

【参考となる団体のイメージ、候補事例】

聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会 ⇒ (一社)聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント

- 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会

- 令和4年8月 地域の自治会や団体、商店会、事業者等により設立
- 川のある豊かな日常を実現し、駅周辺を含む聖蹟桜ヶ丘のまちの魅力を高めていくための検討や社会実験等をすすめる(協議組織)

- (一社)聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント <https://seiseki.org/about/>

- 令和5年 年9月設立、エリアマネジメント法人(運営組織←市からの補助や行政財産使用など)
- 聖蹟桜ヶ丘駅周辺エリアを対象とし、多摩川河川敷をはじめとする公共空間の活用や、地域の情報発信、コミュニティの場づくり等に取り組む
- 桜ヶ丘商店会連合会、京王電鉄、東京建物、多摩信用金庫
- 都市再生推進法人となることを検討中

TAMAセントラルパークJV

- 多摩中央公園改修整備・運営事業(公募設置管理制度(Park-PFI)を活用して、公園の改修整備を行うとともに、改修後の管理運営には指定管理者制度を導入)を受託
- 令和3年12月、市と基本協定を締結
- 代表法人:物林 構成法人:JKホールディングス等8社

【自治推進委員会での検討スケジュール案】

■ 議論スケジュール

